

新型コロナウイルス感染症に関する 情報をお知らせします

4月6日(月)、市内で感染者が出たことを県が発表しました。また、4月7日(火)には国が福岡県を含む7都府県を対象に緊急事態宣言を発表。これを受け、市では小中学校の休校を5月6日(水)まで延長するなど対応を行っています。

引き続き、筑紫野市新型コロナウイルス感染症対策本部において、関係機関との連携を強化し、迅速かつ的確な対策に取り組んでいきます。このような時こそ、落ち着いて行動することが大切です。自分自身、そして家族や大切な人を守るために、それぞれができる感染予防の基本を徹底し、感染拡大防止に努めましょう。

藤田市長からのメッセージ

緊急事態宣言を受け、福岡県では緊急事態措置を実施します。

市も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県内の市町村とともに福岡県に協力し、一日も早く日常を取り戻せるように終息に向け全力で取り組んでまいります。

市民の皆様には、ご自身の健康状態にご留意いただくとともに、引き続き感染拡大防止・感染予防のため、これまで以上のご理解とご協力をお願いいたします。

筑紫野市長 藤田 陽三

緊急事態措置に伴う県民への要請 (要約)

- ①生活の維持に必要な場合を除き、外出を控える。
- ②在宅勤務、時差出勤、自転車通勤などにより、人との交わりを低減する。
- ③不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいだ移動は極力避ける。
- ④感染の拡大につながるおそれのあるイベントなどの開催を控える。
- ⑤食料・医薬品や生活必需品の買い占めなどをしない。

【引き続き、協力をお願いします】

- 密閉空間、密集場所、密接場面の3条件が重なることを回避する。
- 手洗い、せきエチケットに努める。
- 感染症を疑った場合は、保健所に設置する「帰国者・接触者相談センター」に相談する。
- 風邪の症状があり、かかりつけ医を受診する際には、必ず事前に電話で相談する。
- 海外の渡航について外務省の勧告・指示に従う。

緊急事態措置に ご協力ください

緊急事態宣言を受け、県は緊急事態措置を実施しています。それに伴い、以前から県民に対して要請していた内容に加え「不要不急の外出の自粛」などの要請を追加しました。「手洗い」「せきエチケット」「三つの密を避ける」などの感染予防の基本と併せて協力をお願いします。

3つの密を避けましょう!

①換気の悪い
密閉空間



②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



生活福祉資金、助成金、融資などの支援

感染症の影響を受け、生活資金に悩む人への貸付や、経営に影響を受けている事業者の皆さんのための助成・融資があります。

それぞれ期間、要件などがあります。まずは各問い合わせ先のホームページで詳細をご確認ください。

掲載している制度以外にもさまざまな支援があります。また、この情報は4月16日現在のものであり、今後新たな制度ができる可能性があります。最新の情報は市のホームページでご確認ください。

【生活福祉資金の特例貸付】

休業や失業などが原因で生活資金に悩んでいる人に対して「緊急小口資金」「総合支援資金」の特例貸付を実施しています。



● 問い合わせ先

筑紫野市社会福祉協議会
☎(920)8008(土・日曜日、祝日を除く9時～17時)

【小学校休業等対応助成金・支援金】

小学校などの休校などの影響を受ける保護者を支援するため、労働者を有給で休ませる企業に対する助成金、個人で業務委託契約などを結び仕事を人向けの支援金の制度があります。詳細は厚生労働省ホームページでご確認ください。



● 問い合わせ先 学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎0120(60)3999(9時～21時)

【新型コロナウイルス感染症特別貸付】

日本政策金融公庫による事業者向けの無担保の融資制度です。詳細は日本政策金融公庫のホームページをご確認ください。



● 問い合わせ先 日本政策金融公庫

事業資金相談ダイヤル ☎0120(154)505(平日9時～17時)
【セーフティネット保証4号・5号 機器関連保証制度】

事業者への資金繰り支援制度です。融資の申請には売上高減少などについての市の認定が必要です。

● 問い合わせ先 市商工観光課

相談窓口

※4月16日現在の情報です。窓口が変更になる場合があります。

【医療機関の受診に関する相談窓口】

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く人、強いだるさや息苦しきがある人はご連絡ください。(高齢者や基礎疾患などがある人は症状が2日程度続く場合)

● 帰国者・接触者相談センター(筑紫保健福祉環境事務所) ☎(707)0524(平日8時30分～17時15分)

※夜間・休日は福岡県保健所夜間休日緊急連絡番号 ☎(471)

● 外国語での相談窓口

● 福岡アジア医療サポートセンター(医療に関する窓口) ☎(286)9595

● 国の相談窓口

● 新型コロナウイルスにかかる厚生労働省電話相談窓口 ☎0120(565)653(9時～21時)

0264

【その他の一般的な相談窓口】

● 県がん感染症疾病対策課感染症対策係 ☎(643)3288(24時間対応)

● 筑紫保健福祉環境事務所企画指導係 ☎(513)5610(平日8時30分～17時15分)

● 福岡アジア医療サポートセンター(医療に関する窓口) ☎(286)9595

【国の相談窓口】

● 新型コロナウイルスにかかる厚生労働省電話相談窓口 ☎0120(565)653(9時～21時)

ホームページに最新情報を掲載しています

行事の中止・延期や施設の休館などの最新情報、各種窓口の問い合わせ先などの情報はホームページに掲載しています。

また、SNSでも随時情報を発信しています。ぜひご利用ください。

● 筑紫野市ホームページ
<https://www.city.chikushino.fukuoka.jp/>



フェイスブック



ツイッター



LINE公式アカウント



国民健康保険に加入している皆さんへ 国民健康保険税率を改定します

●国民健康保険税率を改定します

本年度の国民健康保険税(国保税)の税率は、国民健康保険(国保)の財政運営の状況や今後の見通しを踏まえ、下表のとおり改定となります。

●税率改定の趣旨

国保は、病气やけがをしたときに安心して医療を受けられるように加入者の皆さんが国保税を出し合い互いに助け合う相互扶助の制度です。

しかし、加入者数の減少により税金収が下がっている一方、一人当たりの医療費が増加しており、このままでは将来の制度維持・運営に支障が出るのが予想されます。

安定した医療給付および健全な事業運営を継続して行うため、税率の改定を行いました。

市では、加入者の皆さんの健康寿命を延ばすための取り組みなどで医療費を抑制するとともに、国保税の収納率向上に努めます。

国保加入者の皆さんのご理解をお願いいたします。

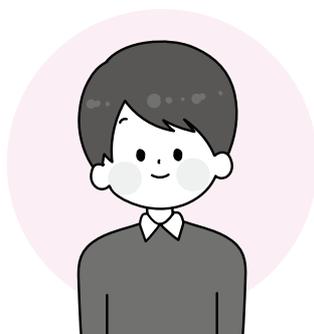
●税率改定の内容

()内は前年度の税率と金額

	所得割 【加入者の所得に応じる率】	均等割 【加入者1人あたりの額】	平等割 【加入世帯ごとの額】
医療給付分	7.2% (6.9%)	25,000円 (24,000円)	24,000円 (変更なし)
後期高齢者 支援金分	2.0% (1.7%)	7,000円 (6,000円)	7,000円 (6,000円)
介護納付金分	1.6% (1.5%)	12,000円 (11,000円)	なし (変更なし)

どれくらい国保税に影響が出るの？

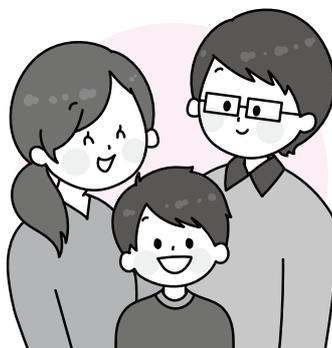
モデル世帯の国保税の年税額



①40歳未満の1人暮らし

世帯主の所得 / 33万円以下

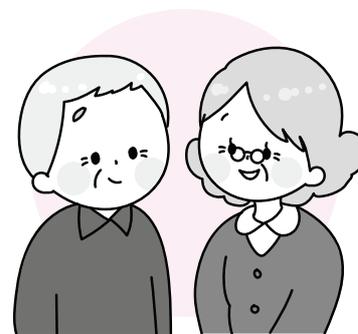
改定前	改定後
18,000円	18,900円



②夫婦(40～64歳)と 子どもの3人暮らし

世帯主の所得 / 200万円
(配偶者の所得 135万円)

改定前	改定後
413,600円	441,400円



③夫婦(65歳以上)の 2人暮らし

世帯主の所得 / 180万円
(配偶者の所得なし)

改定前	改定後
216,300円	230,200円

令和2年度国民健康保険税の制度改正

●賦課限度額が変更になります

	改正前	改正後
医療給付分	61万円	63万円
後期高齢者支援金分	19万円(変更なし)	
介護納付金分	16万円	17万円

賦課限度額とは

国保税は所得や加入者数に応じて決まりますが、所得が高い人でも受益と負担の関係による影響を考慮し、保険税負担額に一定の上限を設けているものです。

●所得が少ない世帯に対する国保税(均等割額・平等割額)の2割・5割軽減対象が拡大されます

【令和2年度からの軽減判定所得基準】

2割軽減適用世帯	[33万円+52万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)]以下の世帯
5割軽減適用世帯	[33万円+28.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)]以下の世帯
7割軽減適用世帯	33万円以下の世帯

国保税では世帯の所得が一定額より少ない場合に、国保税の均等割、平等割について2割・5割・7割の軽減を受けられる場合があります。この軽減に申請は不要ですが、未申告の場合は軽減の判定ができませんのでご注意ください。

●国保税の納税通知書を送付します
確定申告などで前年中の所得金額の確定に伴い、令和2年度の国保税を決定し、納税通知書を6月中旬に世帯主あてに郵送します。保険税額を確認し、各納期限内に納付をお願いします。

※特別徴収(年金からの天引き)により納付している世帯には、特別徴収賦課決定通知書を7月中旬に世帯主あてに郵送します。

●国保税の納付義務者は世帯主です
住民票上の世帯主が国保加入者ではなくても世帯の中に国保加入者がいれば、世帯主が国保税の納付義務者になります。

●問い合わせ先
国保年金課 国保担当

新型コロナウイルス感染症の影響により手続きなどに変更があります

●納税通知書の算定が遅れる場合があります
確定申告の期間を延長している影響で、国保加入者の所得金額の把握が遅れる可能性があります。その場合、所得金額を未申告として算定し、納税通知書を送付します。所得金額が確認でき次第、税額を再計算した納税通知書を送付します。

●高額療養費支給申請手続きのお知らせを当面中止します
医療費の窓口負担が1カ月の自己負担限度額を超えた人への「高額療養費支給申請手続きのお知らせ」の送付を、窓口混雑による感染症拡大を防止するため、当面中止します。支給申請は受診した月から2年後までできます。申請には領収書が必要ですので、捨てずに保管してください。また、申請は郵送でもできます。詳細は問い合わせください。

●資格証明書提示の場合も帰国者・接触者外来は3割負担で受診できます
被保険者資格証明書(資格証明書)を交付されている人が、感染の疑いがあるなどの理由で「帰国者・接触者外来」を設置する医療機関などで受診する際には、資格証明書の提示で、保険証を提示した場合と同じ窓口負担割合(3割負担)で受診できます。

※その他の診療は全額自己負担です。

第六次筑紫野市総合計画が スタートしました

筑紫野市の目指すまちづくりの姿を明らかにし、総合的かつ計画的に市政を運営するための基本的指針となる第六次筑紫野市総合計画が、令和2年4月からスタートしました。

第六次総合計画では、前計画である第五次総合計画に引き続き、基本構想において「自然と街との共生都市ひかり輝くふるさとちくしの」を将来都市像として掲げ、その実現に向けた手段となる基本計画として、5つの政策、28の施策、122の基本事業を定めています。

また、施策と基本事業ごとに目指すべき姿や取り組みの方向性を定

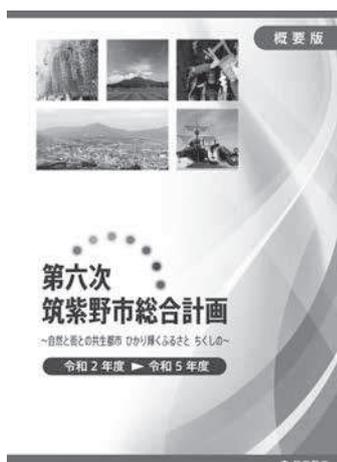
め、数値目標を定めて具体的な取り組みを推進することとしています。

さらに、少子高齢化や自然災害の多発など、時代潮流や本市を取り巻くさまざまな環境変化などに的確に対応し、実効性のあるまちづくりを進めていくために、今後の4年間で特に重要になると思われる取り組みを重点施策として設定し、積極的な推進を図ることとしています。

この第六次総合計画をまちづくりの基本的な指針として、市民の皆さんと協働することにより、ひかり輝く筑紫野市づくりのための取り組みを推進することとしています。ご協力をお願いします。

なお、第六次筑紫野市総合計画の詳細については、各家庭に配布している第六次筑紫野市総合計画(概要版)をご覧ください。

● 問い合わせ先 企画政策課



概要版を各家庭に配布しています

第六次筑紫野市総合計画における重点施策

重点施策1

高尾川・鷲田川の浸水対策の推進

国・県と連携し、高尾川・鷲田川の浸水対策を進めます。

重点施策2

地域コミュニティによるまちづくりの深化

地域コミュニティを中心とした協働のまちづくりを進めます。

重点施策3

筑紫駅西口土地区画整理事業の推進

筑紫駅西口土地区画整理事業の早期完了に向けて取り組みます。

重点施策4

未来につなぐ少子化対策

～子育て支援と教育環境の充実～

待機児童の解消や教育環境の充実に取り組みます。

重点施策5

高齢者を見守り、支えあう地域づくり

～地域包括ケアシステムの推進～

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

将来都市像と5つの政策

将来都市像 自然と街との共生都市 ひかり輝くふるさとちくしの

